

市第73号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成29年12月5日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「又は占用物件の面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、占用の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして」を「若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、占用料の単価が改定された場合において、当該単価が改定された日（以下「改定日」という。）前から引き続き道路を占有している物件に係る占用料について、その占有物件ごとに改定後の単価により算出した改定日の属する年度（以下「改定年度」という。）に納付すべき占用料の額がその

前年度における当該占用物件ごとの単価により算出することとした場合の改定年度に納付すべき占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超えることとなる場合は調整額を改定年度における当該占用物件ごとの占用料の額とし、翌年度以降の各年度の当該占用物件ごとの占用料の額はそれぞれその前年度の当該占用物件ごとに算出した占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（当該額が別表占用料の欄に定める金額により当該占用物件ごとに算出した占用料の額を超える場合は同欄に定める金額により算出した額とし、各年度における占用物件の数量に変更が生じた場合には前年度から引き続き道路を占用している数量により算出した額）とする。

別表中表の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	1 本につき 1 年	3,000円
	第 二 種 電 柱		4,700円
	第 三 種 電 柱		6,300円
	第 一 種 電 話 柱		2,700円
	第 二 種 電 話 柱		4,400円
	第 三 種 電 話 柱		6,000円
	そ の 他 の 柱 類		270円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	27円
	地下に設ける電線その他の線類		16円
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1 個につき 1 年	2,700円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,600円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,400円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,300円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	5,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		330円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		490円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		650円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600円	
	外径が1メートル以上のもの		3,300円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			5,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる	地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額

施設	上空に設ける通路		5,800円	
	地下に設ける通路		3,500円	
	その他のもの		5,400円	
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日 120円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月 1,200円	
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 1,200円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 12,000円	
	標 識		1本につき1年 4,400円	
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日 120円	
		その他のもの	1本につき1月 1,200円	
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日 120円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 1,200円	
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	12,000円
		その他のもの		5,800円
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	5,400円
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	1,200円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			540円	

令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの		Aに0.013を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た額	
	地下（トンネ ルの上の地下 を除く。）に 設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を 乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を 乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗 じて得た額	
その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た額		
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.013を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.009を 乗じて得た額	
令第7条第10号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建築物		占用面積1平方メ ートルにつき1年 Aに0.024を 乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.009を 乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの			Aに0.013を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.034を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの			Aに0.013を 乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.034を 乗じて得た額

別表備考5中「又は看板」を「、看板又は幕」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例（以下「旧条例」という。）別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例（以下「新条例」という。）別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前から引き続き横浜市道路占用料条例第2条に規定する道路を占用している物件に係る占用料（前項の規定によりなお従前の例によることとされた占用料を除く。）について、その占用物件ごとに新条例第4条（第4項を除く。）の規定により算出した平成30年度に納付すべき占用料の額が旧条例第4条の規定により算出することとした場合の平成30年度に納付すべき占用料の金額に1.2を乗じて得た額（以下「平成30年度の調整額」という。）を超えることとなる場合は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成30年度の調整額を平成30年度における当該占用物件ごとの占用料の額とする。

## 提 案 理 由

道路占用料を改定する等のため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改 正 案）  
（下段 現 行）

（占用料の額）

## 第 4 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 占用料の額を算出する基礎となる占用面積、表示面積 若しくは又は占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01 平方メートル未満の端数があるときは 1 平方メートルとして、占用の長さが 1 メートルに満たないとき、又はその長さに 1 メートル未満の端数があるときは 1 メートルとして 計算するものとする。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、占用料の単価が改定された場合において、当該単価が改定された日（以下「改定日」という。）前から引き続き道路を占有している物件に係る占用料について、その占有物件ごとに改定後の単価により算出した改定日の属する年度（以下「改定年度」という。）に納付すべき占用料の額がその前年度における当該占有物件ごとの単価により算出することとした場合の改定年度に納付すべき占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超えることとなる場合は調整額を改定年度における当該占有物件ごとの占用料の額とし、翌年度以降の各年度の当該占有物件ごとの占用料の額はそれぞれその前年度の当該占有物件ごとに算出した占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（当該額が別表占用料の欄に定める金額により当該占有物件ごとに算出した占用料の額を超える場合は同欄に定める金額により算出した額とし、各年度における占有物件の数量に変更が生じた

場合には前年度から引き続き道路を占有している数量により算出した額)とする。

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

別表 (第4条)

占 用 物 件		単 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	1 本につき1年	<u>3,000円</u> 2,500円
	第 二 種 電 柱		<u>4,700円</u> 3,800円
	第 三 種 電 柱		<u>6,300円</u> 5,100円
	第 一 種 電 話 柱		<u>2,700円</u> 2,200円
	第 二 種 電 話 柱		<u>4,400円</u> 3,500円
	第 三 種 電 話 柱		<u>6,000円</u> 4,800円
	そ の 他 の 柱 類		<u>270円</u> 220円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	<u>27円</u> 22円
	地下に設ける電線その他の線類		<u>16円</u> 13円
	路 上 に 設 け る 変 圧 器	1 個につき1年	<u>2,700円</u> 2,200円
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,600円</u> 1,300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1 個につき1年	<u>5,400円</u> 4,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>2,300円</u> 1,800円
	広 告 塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>12,000円</u> 11,000円



	そ の 他 の も の	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>5,400円</u> 4,400円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>110円</u> 92円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>160円</u> 130円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>240円</u> 200円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>330円</u> 260円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>490円</u> 400円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>650円</u> 530円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,100円</u> 920円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,600円</u> 1,300円	
	外径が1メートル以上のもの		<u>3,300円</u> 2,600円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>5,400円</u> 4,400円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	階数が1のもの	Aに $\frac{0.005}{0.004}$ を 乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに $\frac{0.008}{0.007}$ を 乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに $\frac{0.01}{0.008}$ を 乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>5,800円</u> 5,500円	
	地下に設ける通路		<u>3,500円</u> 3,300円	

	そ の 他 の も の			5,400円 4,400円
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	120円 110円
	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1月	1,200円 1,100円
令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,200円 1,100円
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メートルにつき1年	12,000円 11,000円
	標 識		1本につき1年	4,400円 3,500円
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	120円 110円
		そ の 他 の も の	1本につき1月	1,200円 1,100円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	120円 110円
		そ の 他 の も の	表示面積1平方メートルにつき1月	1,200円 1,100円
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	12,000円 11,000円
		そ の 他 の も の		5,800円 5,500円
	令第7条第2号に掲げる工作物			
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,200円	
			1,100円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			540円 440円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.009を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.009を乗じて得た額		
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を乗じて得た額	

令第7条第11号 に掲げる応急仮 設建築物	上空に設けるもの	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額
令第7条第13号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの	Aに $\frac{0.013}{0.012}$ を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに $\frac{0.024}{0.02}$ を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに $\frac{0.034}{0.028}$ を 乗じて得た額

（備考）

（1から4まで省略）

5 表示面積とは、広告塔、看板又は幕の表示部分の面積を  
又は看板  
いうものとする。

（6省略）